

賑わい創出業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領

この「賑わい創出業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」（以下、「作成要領」という。）は、武雄市が実施する「賑わい創出業務委託」（以下、「本業務」という。）に関し、プロポーザルに参加するために必要な事項を定めるものである。

プロポーザル参加者は、「賑わい創出業務委託仕様書」を確認のうえ、作成要領により、必要な書類を提出するものとする。

1 提出書類・必要部数

以下の資料について、A4版縦型横書き左綴じ（文字サイズ10.5pt以上）とし、次の（1）～（3）について印刷物を提出すること。

（1）企画提案書

ア 別紙「企画提案書提案事項一覧」の各提案項目について、「賑わい創出業務委託仕様書」の趣旨に沿って任意の様式にて提案すること。

イ 表紙及び目次を除き、両面で1枚とし、総枚数15枚（30頁）以内で各頁の番号を記載すること。

ウ 作成部数は、表紙にのみ社名の記載と社印の押印及び契約締結権限者氏名の記載とその印を押印したものを1部と、表紙を含めすべてにおいて社名、社章等事業者を特定させる文言等を標記していない審査に使用するものを6部とする。

エ 企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう極力分かりやすい表現で記載すること。

（2）経費見積書

ア 任意の様式により本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を記載すること。

イ 作成部数は、（1）のウに同じ。

（3）プレゼンテーション資料（一次書類審査を通過し、かつ配布を必要とする事業者のみ該当）

ア プレゼンテーション審査実施の際に、任意で資料を配布することができるが、審査当日の開始20分前までに審査会場の事務局（広報課）の職員へ提出すること。

イ 総枚数の制限は設けない。

ウ 作成部数は、（1）のウに同じ。

2 提出方法・提出場所（※プレゼンテーション資料は前述を参照のこと）

電話連絡のうえ、武雄市企画部広報課（武雄市役所4階）に持参または郵送すること。

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10

武雄市企画部広報課（担当：古賀） 電話 0954-23-9121（直通）

3 提出期間及び受付期間

平成31年3月6日（水）正午まで（ただし土、日を除く。）

午前9時～正午まで、及び午後1時～午後5時まで。

「企画提案書提案事項一覧」

1. 基本方針・企画・内容

項目	提案の概要・視点	審査基準	様式
1	【別紙仕様書】	<p>【魅力を伝えるコンテンツ制作】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武雄の魅力をきちんと把握し、理解した提案になっていること。 ・現在の市役所1階ホールの利用者の分析や、今後、来てほしいターゲットの分析等がされていること。 ・事業の目的と期待する効果を理解し、その実現に有効な企画、構成になっていること。 ・利用する媒体など具体的でかつ効果的な提案内容になっていること。 <p>【空間演出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的と期待する効果を理解し、その実現に有効な企画、構成になっていること。 ・市民ギャラリーとしての活用案として有効的かつ魅力的な提案となっていること。 <p>各項目及び全体的なスケジュール、作業項目等が具体的かつ無理なく設定されていること。</p>	<p>【任意様式】</p> <p>企画提案書</p>

2. 見積額

項目	提案の概要・視点	審査基準	提案様式
2	本業務の実施に要する費用を示すこと。	<p>見積額及びその根拠。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容と見積金額に整合性があるか。 ・コンテンツ制作と空間演出にかかる費用のバランスが取れていること。 	<p>【任意様式】</p> <p>経費見積書</p>